



- 東みよし町に住民登録がある新生児で、県外の医療機関で新生児聴覚検査を受診した場合、健診費用を請求に基づき払い戻しします。払い戻しを希望される方は、必要書類を添えて請求してください。
払い戻し金額は、東みよし町の定める新生児聴覚検査基準単価を上限とします。検査方法はAABRもしくはOAEが対象となります。
- 受診後、速やかに請求手続きをしてください。特に3月受診分については、4月10日までに請求してください。

請求に必要なもの

1. 新生児聴覚検査請求書（手続き来庁時にお渡ししたり、ホームページよりダウンロードすることもできます）
2. 印鑑
3. 領収書
4. 振込先口座が確認できるもの
5. 母子健康手帳
6. 東みよし町すくすく手帳にある新生児聴覚検査受診票

請求及び相談窓口

東みよし町健康づくり課 ☎82-6323

東みよし町子育て世代包括支援センター「くるみ」

☎87-9633